

令和6年度「Sport in Life 推進プロジェクト」

審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高いものについて採択案件に決定する。

II 審査方法

スポーツ庁健康スポーツ課が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。全団体からヒアリングによる審査の実施、スポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、以下に示す評価項目及び評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

<評価項目>

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っており、事業を円滑に遂行するための実施体制に工夫がなされていること。
- (2) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (4) 業務従事予定者が事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める全ての事業内容が提案され、本事業目的の達成に向けた事業全体の実施戦略が設計されていること。また実現性・妥当性があること。
- (2) コンソーシアム加盟団体及びスポーツエールカンパニー認定企業の拡大が期待できる取組が具体的且つ計画的に提案されていること。
- (3) コンソーシアム加盟団体同士が強みや課題を共有し、交流・連携強化を図ることができる仕組みが具体的に提案され、効果が期待できること。
- (4) 本事業の趣旨をわかりやすく伝え、関係団体及び国民双方にとって有益なホームページコンテンツの制作や、情報発信の仕組みが提案されていること。
- (5) 2020年東京オリ・パラ大会の感動や興奮を、自らがスポーツを「する」機運の醸成に繋げるためのスポーツ機会の提供について、コンソーシアム加盟団体や中央幹事会構成団体の活動とも連携するなど、創意工夫に富んだ取組の企画が提案されていること。
- (6) スポーツ人口拡大に向けたモデル創出事業について、実現可能な事業実施スキームが計画されていること。
- (7) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

<評価基準>

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準  
次の評価基準により評価を行う。

優れている = 3 点	普通 = 2 点	劣っている = 1 点
-------------	----------	-------------

- 2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準  
次の評価基準により評価を行う。

大変優れている = 5 点	優れている = 4 点	普通 = 3 点
やや劣っている = 2 点	劣っている = 1 点	

- 3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当の確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- |  |
|--|
| <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1 点</li><li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1. 5 点</li><li>・認定段階3 = 2 点</li><li>・プラチナえるぼし認定 = 3 点</li><li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）） = 0. 5 点</li></ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） = 1 点</li><li>・トライくるみん認定 = 1. 5 点</li><li>・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） = 1. 5 点</li><li>・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） = 1. 5 点</li><li>・プラチナくるみん認定 = 3 点</li></ul> |
|--|

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
  - ・ユースエール認定＝2点
- スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）
  - ・スポーツエールカンパニー認定＝1点
  - ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝2点
  - ・Bronze（ブロンズ）認定＝2点
  - ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝2.5点
  - ・Silver（シルバー）認定＝2.5点
  - ・Silver+（シルバープラス）認定＝3点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点